

名張市と日本生命保険相互会社津支社との包括連携に関する協定書

名張市（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社津支社（以下「乙」という。）は、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携することにより、双方が有する人的・物的資源を有効に活用して、市民の福祉の向上、地域の活性化等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携、協力して取り組むものとする。

- （1）健康増進・疾病予防に関すること
- （2）児童・青少年の健全育成に関すること
- （3）文化・スポーツ振興に関すること
- （4）地域の安心・安全に関すること
- （5）その他市民サービスの向上、地域の活性化に関すること
- （6）その他甲及び乙が必要と認める事項

2 甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から本協定の改廃の申入れがないときは、本協定の有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（個人情報の保護）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき取り扱う個人情報及び知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び名張市個人情報保護条例に従い、適正に管理しなければならない。

（協議事項）

第5条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和7年4月24日

(甲) 名張市鴻之台1-1

名張市

名張市長

北川 裕之

(乙) 名古屋市東区東桜1-13-3

NHK名古屋放送センタービル19F

日本生命保険相互会社 東海マーケット開発部

常務執行役員市場開発本部長

伊東 輝雅

津市東丸之内20-12ニッセイ津ビル6F

日本生命保険相互会社 津支社

支社長

日 田 竜 範